

第7期 第20回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月7日（月） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（18人）
4. 欠席委員（1人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第73号	農地法第3条の許可申請について	(8件)
議案第74号	農地法第5条第1項の許可申請について	(3件)
議案第75号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(2件)
議案第76号	農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定 及び「農地利用配分計画（素案）」への意見について	(3件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の会議に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名、14番 ○○ ○○委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長(会長)

皆さん、おはようございます。年が明けて早いもので、3月になりました。麦も色濃くなりまして、成長を感じるこの頃です。

それでは、只今から第20回農業委員会を開会いたします。本日の議案は、16件ですが、慎重なご審議をお願いしたいと思います。

本日の議事録署名人ですが、10番 ○○ ○○委員さん、11番 ○○ ○○委員さん、 よろしく申し上げます。

つづきまして、議案審議に入りたいと思います。議案第73号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。まず、1番の案件につきまして説明をお願いします

○事務局

議案第73号、農地法第3条の許可申請についてご説明します。

1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番地○、田、1,250㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は、ぶどうです。主な農機具の保有状況は、耕うん機、散水ポンプ、動力消毒機、軽トラックです。労働力は本人、妻、子の常時3人、臨時でアルバイト雇用予定です。耕作面積は18,594㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということですが、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者ということで、別紙1のとおり、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認を行っておりますので、別紙1をご覧ください。令和4年2月8日午後2時から○○ ○○委員にご同席いただきまして、面接を行っております。農地法第3条第2項各号の該当の有無について確認を行っておりますので、その結果についてご説明いたします。第1号についてでございますが、東温市で18年来、実姉夫婦の農業を手伝っており、今般申請地を相続した姪より農業経営を引き継ぎ、妻と子と共に農業に専従する。耕運機、散水ポンプ、動噴、草刈り機、軽トラックを所有しており、ぶどうを栽培する。○○市に保有する農地と共に、農業経営を行い、ぶどうの作付を徐々に増やして販売増につなげていく。とのこと。次に、第2号及び第3号につきまして、該当ありません。第4号についてですが、常時本人、妻、子の3人で農業を行い、臨時で繁忙期にアルバイトを雇用予定です。次に第5号につきまして、東温市で1,250㎡を取得見込みであり、○○市では、18,594㎡を取得しており、合計19,844㎡を取得予定です。続きまして、

第6号ですが、該当ありません。第7号につきましては、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取り決めに連守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図5ページをご覧ください。申請地は、〇〇のところにあります。譲受人と譲渡人との関係はおじと姪との関係になります。〇〇さんは〇〇市お住まいですが、出身地である〇〇市〇〇町の方には田約8,000㎡、畑約10,600㎡、併せて約18,000㎡の農地を保有しており、貸付地、放牧地、遊休地などを除いて4反余りに野菜などを作付して維持管理をおこなっております。〇〇さんの農作業歴は27年です。今回、譲り受けする申請地には、譲渡人の〇〇さんの父親がこの土地に数本のぶどうの苗を植えてぶどう作りを始めたそうです。18年くらい前には、〇〇さんの両親に、〇〇さんが加わり、作付面積を増やしたそうです。現在では、1,250㎡の全体でぶどうを栽培しております。〇〇さんはぶどう栽培に非常に熱心でありまして、山梨県での研修に参加したり、JAの指導を受けたりしてきております。地域の人たちともよくコミュニケーションをとりながら、8品目のぶどうをつくっているとのこと。〇〇さんの体調のことや、後継者がいないことや、〇〇さんの息子さんも熱心にぶどう栽培に取り組んでいることなどから採算性もあるということで、贈与することに決まったそうです。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、456㎡、同所同字〇〇番〇、田、681㎡、同所同字〇〇番〇、田、506㎡、合計3筆で合計面積は1,643㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機です。労働力は本人の常時1人です。耕作面積は11,775㎡

です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人のお父さんがおとし亡くなられて、土地を引き継いだ訳なんですけれども、この土地は、父親の代から自分では耕作をしないで、人に作ってもらっていました。譲受人がこの土地を作っていたのではないんですけれども、申請地が並んでいるところのちょうど東の農地を所有しております、父親がご生前の際に、申請地は畔が曲がっており、整形地ではないので、畔を真っすぐにしたいとの話をしていたそうです。そうしていたところ、父親が亡くなり、相続したんですけれども、それならこの際に〇〇さんに土地を買ってほしいと仰いで買って売買の話がまとまったそうです。〇〇さんは、地元でも改良区の副理事長をされたりして農業にも力を入れて取り組んでおられる方です。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、2, 122㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は、野菜、果樹です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、自走式草刈機、動力噴霧器です。労働力は本人、妻の常時2人と臨時で親族4人です。耕作面積は6, 432㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、事務局より説明をお願いします。

○事務局

地図7ページをご覧ください。場所は、〇〇地区になります。申請地の南東に〇〇さんの自宅があります。現在自宅の北側の農地でブルーベリーを栽培しております。今後〇〇さんが規模の拡大を図りたいということで、ブルーベリー農園を開きたいという希望をもっておられ農地をさがしていたところ、近所にお住いの〇〇さんから土地を売買することに話がまとまったそうです。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明願います

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 114㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機です。労働力は本人の常時1人です。耕作面積は118, 198㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所につきましては、8ページの地図をご覧ください。〇〇という池の南側になります。この土地は、現在〇〇さんが利用権設定をして耕作をしております。将来的にこの土地にビニールハウスを建ててアスパラを栽培したいということで、購入に及んだということでもあります。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番について事務局より説明願います。

○事務局

5番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、2, 273㎡、同所同字〇〇番〇、田、1, 374㎡、合計2筆で合計面積は4, 147㎡です。譲受人の耕作等の状況等について申し上げます。権利内容は使用貸借10年です。作付作物は苺です。主な農機具の保有状況は、軽トラック、動力噴霧器を導入予定です。労働力は本人と妻の常時2人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということですが、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者ということで、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認を行っておりますので、別紙1をご覧ください。令和4年2月18日午後1時半から〇〇 〇〇委員にご同席いただきまして、面接を行っております。農地法第3条第2項各号の該当の有無について確認を行っておりますので、その結果についてご説明いたします。第1号についてでございますが、夫婦でJAえひめ中央の農業研修生として2年間農業技術を就学し、農業に専従する。今後ビニールハウスや育苗棚を整備し、いちごを栽培する。就農後も、JAや地元農家の教えを受けながら、栽培技術の向上に努めて、着実な農業経営を行い、収量を徐々に増やして販売増につなげていく。とのこと。次に、第2号及び第3号につきまして、該当ありません。第4号についてですが、常時本人、妻の2人で農業を行い、臨時で繁忙期にアルバイトを雇用予定です。次に、第5号につきまして、東温市で4, 147㎡を使用貸借10年で借りる予定です。続きまして、第6号ですが、該当ありません。第7号につきましては、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取り決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加することです。以上のことから農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

地図は9ページをご覧ください。当該地に高設の棚を作って育苗することです。反対側の土地にはビニールハウスを建てることです。今年の3月にJAの研修生を卒業して、来年の3月にハウスが完成する算段とのことですが、土地には早速棚を作って来年から植えられるように、今年から作業を始めるとの事です。また、〇〇にお住まいですが、現在は不動産屋を通して、物件を探しているとの事です。いちごの栽培は簡単ではありませんが、夫婦で勉強をして頑張っている様ですので、問題はないと思っております。ご審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

貸付人と借受人はどういったご関係で、この使用貸借の話がまとまったのですか。

○委員 ○○委員

今現在は、貸し借りをして、将来的には売買をする話があるようです。

○事務局

補足で説明いたします。○○でいちご農園をされている方がいらっしゃって、その方がJAの研修所の方とつながりがあって、○○さんが土地を探しているのを聞いて、近所の○○さんの土地を紹介してくれたということでもあります。

○議長 会長

他になにか質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、6番目、7番目の案件につきまして、譲受人が同一ですので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局

6番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、810㎡です。権利内容は、小作地解放です。作付作物は、花卉です。主な農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインです。労働力は本人、父と母の常時3人です。耕作面積は14,478㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

続きまして、7番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、503㎡です。権利内容は売買です。作付作物は花卉です。主な農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインです。労働力は本人、父、母の常時3人です。耕作面積は14,478㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長 (会長)

この件につきましては、地元、○○委員さんより説明をお願いします。

○委員 ○○委員

地図は、10ページをご覧ください。○○の近くにありまして、6番につきましては、○○さんの土地の永代小作で○○さんが花木を作っておいでであり、○○さんには後継者もいないので、売買をしたいとのこと、7番の土地については、○○さんの家の西側の土地でありまして、竹やぶになっているので、これを取り除いて花木を栽培していきたい。とのことで、特に問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

それでは、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

6番について小作地解放とは、どういうことを言っているのですか。

○委員 ○○委員

以前から小作権を有しており、地主と小作人とで半々の権利を持っている土地を売買したということです。

○委員 ○○委員

そのことを小作地解放というように言う訳ですか。

○事務局

農地法施行以前から農地を借りており、権利的には半々の権利を持つており、今回○○さんの方から売買により取得することになった。小作していた土地を開放するという意味になります。

○委員 ○○委員

昭和27年以前からの小作を永代小作というのだと思うが、半々の権利を保障するというような法的な根拠はあるのか。貸主と借主の話し合いで決まることではないか。

○事務局

あくまでも地元の慣習ということであり、話し合いで決めてくださいということであって、法的な根拠はありません。

○議長(会長)

他に何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より

説明をお願いします。

○事務局

8番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、340㎡です。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックです。労働力は本人、妻の常時2人です。耕作面積は4,077㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1号から7号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんはもともと〇〇にお住まいで、父からこの土地を相続して耕作していたんですが、今は〇〇にお住まいで通作するのは大変でして、周辺の農地を耕作している〇〇さんに売買する話がまとまったということです。周辺農地への影響も従来の耕作状況から変わりませんので、問題はありません。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(会長)

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第74号農地法第5条第1項の許可申請について3件を議題にしたいと思います。9番の案件について事務局より説明願います。

○事務局

議案第74号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

9番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 香川県高松市〇〇番地〇 〇〇 〇〇です。土地は、〇〇番〇、田、626㎡、〇〇番〇、田、723㎡、〇〇番〇、田、255㎡、〇〇番〇、田、158㎡、合計4筆で合計面積は1,762㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。農用地区域は、農用地区域内。転用目的は仮設道路・仮露天資材置場です。所有権利内容は賃貸借設定です。開発許可は不要。東温スマートインターチェンジ工事に伴う一時転用の申請でございます。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は、12ページをご覧ください。スマートインターチェンジの工事の仮資材置場ということで、申請がありました。延長を行うという場合もあるとのことですが、取り急ぎこの申請には問題ないと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(会長)

それでは、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

賃貸借設定は何年設定するのか。

○事務局

一時転用の期間が3年と定められていますので、今回3年で契約をされています。

○議長(会長)

他に何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。10番について事務局より説明願います。

○事務局

10番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、184㎡、〇〇番〇、田、888㎡、合計2筆で面積192.88㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地です。農用地区域は、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は必要です。この案件につきましては、令和2年9月10日第2回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は、13ページをご覧ください。〇〇の少し北側になりますが、半年くらい前に除外申請が2件ありまして、そのうちの1件になります。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(会長)

それでは、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。11番について事務局より説明願います。

○事務局

11番 譲渡人 兵庫県神戸市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、911㎡、〇〇番〇、畑、770㎡、合計2筆で面積1,681㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地です。農用区域は、農用区域外です。転用目的は貸露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。この案件につきましては、令和3年11月29日第17回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。

○議長(会長)

この件につきましては、先に除外意見決定を受けておりますが、〇〇委員さんの方からご意見をいただけたらと思います。

○委員 〇〇委員

14ページの地図をご覧ください。申請地の東側に修理工場があり、ここで車の修理・整備や中古車販等をされています。現地は、私も見に参りましたが、場内をきれいにされていて、大きな車が入るための土地が欲しいという事で、西側の土地の所有者との売買の話がまとまったとのこと。特に問題はありません。

○議長(会長)

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。つづきまして、議案第75号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、2件を議題としたらと思います。まず、12番の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第75号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。12番所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、572㎡の内348㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

親子の関係になりまして、息子さんは、〇〇の方にお住まいでしたけれども、親御さんの近くに居宅を構えて一緒に農業をしようということで、申請に至りました。特に問題はないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(会長)

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。13番について事務局より説明願います。

○事務局

この案件は用途区分変更の案件でございます。

13番 所有者、申出者共に、東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、268㎡の内198㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は農用地区域内農地。転用目的は農業用施設農地で、農業用倉庫を建築予定です。開発許可は不要。転用許可は不要です。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は16ページをご覧ください。場所は〇〇辺りになります。〇〇さんの宅地の裏の農地の一部を転用して、農業用倉庫を建てるという申請なので、全く問題はないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(会長)

それでは、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第76号 農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画(素案)」への意見についてを議題にしたいと思ひます。事務局より説明をお願いします

○事務局

議案第76号の資料をご用意下さい。この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者の間に入って貸し付けを行う事業です。機構が農地の借受を行うにあたり、市が作成します「農用地利用集積計画」決定の公告の写しが必要とされております。また、機構が「農用地利用配分計画」を作成するにあたり、市に「農用地利用配分計画」(素案)の作成を求められることとされており、その際に農業委員会の意見を求めることとされております。

今回、以下の方から農地の貸借を行いたいと申出がありましたので、審査をお願いします。

1番 ○○ ○○さんの農地を借受者:○○ ○○さんに貸し付けます。2ページに集積計画、3ページに配分計画が掲載されております。場所は、4ページの地図のとおりです。

続いて、2番 ○○ ○○さんと、3番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。5ページに集積計画が、6ページに配分計画がございます。場所は7、8ページの地図のとおりです。以上、審査をお願いします。

○議長(会長)

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

○委員 ○○委員

中間管理機構を利用するというのは、市の方から勧めるのか。

○事務局

基本的には、本人のほうから希望が上がってくる。今回の件につきましては、別の補助金を使うために中間管理機構を通す必要があつて申請が上がってきました。

○議長(会長)

ほかに質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。本日の議案審議については、16件、これで全て終了しました。以上で第20回農業委員会を閉会いたします。次回の農業委員会は4月7日に市役所4階大会議室で行います。本日は熱心なご審議ありがとうございました。